

# 金融モニタリング基本方針の導入で 金融庁の監督・検査はどう変わるか

## 「水平的レビュー」導入に対しては疑問や危機感も

村山 敦 経済ジャーナリスト



金融庁は9月6日、従来の「検査基本方針」に替え、検査局・監督局が協働で金融機関の実態把握を行うことを目的とした「金融モニタリング基本方針」を公表した。本特別レポートでは、新たな監督・検査の枠組みと水平的レビューのポイントを解説する。

### 金融庁では、これまで監督局

でオフサイト・モニタリング（金融機関の協力を得て行う、資料の提出、ヒアリング等による情報収集）、検査局でオンサイト・モニタリング（立ち入り検査）を行ってきたが、今後はモニタリングを一元化する方針を打ち出した。これに伴い、従来の「検査基本方針」を「金融モニタリング基本方針」という名称に改め、9月6日に公表したのである。

モニタリングのあり方について、(1)リアルタイムでの金融機関、金融システムの実態把握、(2)業界横断的な課題の抽出、改善策の検討、(3)より優れた業務運営（ベスト・プラクティス（最良慣行））の確立の3点から見直しを行うとしている。

状況の変化に適切に対応するため、当局として、金融機関・金融市場で何が起こっているか、起こりつつあるのかをできるだけ早く実態把握し、潜在的なリスクに対応していくとしている。

その際、個々の金融機関にとつては合理的な行動であっても、多くの金融機関が同様の行動を取ることによって、予期せぬ影響を経済全体に及ぼし、それが金融機関経営にも影響を及ぼし得ること（金融機関の行動とマクロ経済・市場との相互連関性）にも留意しつつ、マクロブルーデンス（金融システム全体の健全性）の視点を重視したモニタリングを行うっていく方針である。

握・分析、課題の抽出、改善策の検討を行い、オンサイト・オフサイトのフォローアップにつなげていくとしている。

ここでいう「金融行政上の重要な課題」として当局は、例えば、①金融機関が担保・保証に過度に依存し、適切なリスクを取った貸出しができていないのではないかと、②海外業務展開を拡大したり、地域経済を活性化するうえで適切な経営・業務態勢を確立できているか、③今後の金利シナリオ（短・中・長期）を前提にどのようなポートフォリオ管理を行おう

次いで、「(2)業界横断的な課題の抽出、改善策の検討」については、これまでの金融検査は、個別の金融機関の定点的な実態把握が中心であったが、オフサイトのモニタリングや新たに試行的に導入する「水平的レビュー」（詳細は後述）による横断的な分析を組み合わせて、金融行政上の重要な課題について、業界横断的な実態把握

とされているのか、といった点を挙げている。

### そして、「(3)より優れた業務運営（ベスト・プラクティス（最良慣行））」については、これまでの金融検査は基本的には法令や金融検査マニュアル等で規定した基準（ミニマム・スタンダード）を満たしているかについての検証が中心であったが、特に大手金融機関は、ミニマム・スタンダードの遵守だけでは世界に伍して戦えないことから、原則としてより優れた業務運営（ベスト・プラクティス（最良慣行））に近づく観点からの金融モニタリングを実施していくとしている。

具体的な金融モニタリングの枠組みと検証項目については、①メガバンクとその他の主要行等、②地域金融機関、③外国銀行、④保険会社、⑤農協等その他金融機関に分けて示されているが、基本的な方針は同様だ。

まず、「メガバンクとその他の主要行等」のうち、メガバンクに対しては、共通する重要課題（例えば、グループ経営管理、海外展開管理等）を重点検証項目とし、検証項目ごとに同一チームが、統一的目線で金融機関の実態について把握する「水平的レビュー」を実施する。

ここでは、「メガバンクとその他の主要行等」は同様に、①メガバンクとその他の主要行等、②地域金融機関、③外国銀行、④保険会社、⑤農協等その他金融機関に分けて示されているが、基本的な方針は同様だ。

水平的レビューとは、本事務年度（平成25事務年度）より試行される新たな金融モニタリング手法である。具体的には、複数の金融機関に共通する検証項目を選定し、それらの金融機関に対して、統一的目線で取組状況を横断的に検証するというものだ。

水平的レビューの結果については、取組事例の比較・分析を行い、各金融機関に全体の中での位置づけをフィードバックし、経営の改善につなげていく。

その他の主要行等に対しては、メガバンクに対する水平的レビューの検証項目のうち、それぞれの

